

北海道における動物愛護管理業務のあり方

令和3年10月

1 背景

近年における動物愛護思想の高まりの中、平成25年に「動物の愛護及び管理に関する法律」（以下、「動愛法」という。）の一部改正により、都道府県等が収容した犬猫の返還譲渡の推進が規定され、全国的に処分頭数削減に向けた機運が高まった。

道においては、北海道獣医師会や動物愛護団体などによる連携協力もあり犬猫の処分頭数が大幅に減少する一方、多頭飼育崩壊や、不適切な飼養による動物の鳴き声や悪臭など近隣への迷惑問題が後を絶たない状況にある。

また、令和元年6月の動愛法の一部改正では、ペットの適正飼養に関する指導や犬猫の引取りなど、都道府県等が果たす動物愛護管理センター機能が規定されたが、各（総合）振興局環境生活課と保健所が連携しながら動物愛護管理業務を実施している現行の体制では、災害時等における緊急収容や新型コロナウイルスに感染した方が飼養するペットの一時預かりが困難なことなどの課題がある。

さらに、動物取扱業者や飼い主への対応強化が規定されたことから、指導監督を行う道としても、センター機能の確保が求められている。

こうした中、道では、本道の動物愛護管理業務のあり方について、令和3年3月、庁内関係部局によるワーキンググループにおいて課題を整理するとともに、庁内外の関係者からなる「動物愛護管理業務のあり方検討会議」を設置し、検討を行ってきた。

2 現状と課題

〈現状〉

- 動愛法にセンター機能が新たに規定。
- 47都道府県中、道のみセンター未設置。
- 道民が動物とふれあう施設がない。
- 北海道獣医師会から動物愛護管理センター設置の要望あり。
- 保健所・支所（40か所）で犬猫を収容（犬抑留所の活用）。
- 近年、犬猫の引取頭数が減少、収容期間が長期化。
- 今後、国により地方自治体収容施設の施設管理指針が策定される。
- 多頭飼育崩壊や災害の発生時に緊急収容が困難。
- 新型コロナウイルス感染症など新興感染症発生時のペットの隔離収容が困難。
- 北海道獣医師会に負傷動物の治療等を委託（全道の指定動物病院）。
- 各動物愛護団体は多頭飼育崩壊や犬猫の譲渡等において貢献が大きい。
- 札幌市、旭川市、函館市、小樽市等と普及啓発等で連携。
- 収容動物を用いた実習等にあたり、獣医系大学等と連携できる可能性あり。

〈課題〉

- 広大な道では、地域状況に応じた効率的な体制検討が必要。
- 「動物とのふれあい」を提供する機能の確保。
- 長期収容に適した環境確保（感染症対策、温度管理など）。
- 災害時等に犬猫を緊急収容、隔離収容できる機能の確保（収容場所への搬送体制を含む）。
- 関係団体等と連携協力の継続、新たな連携方策等の検討。

3 検討会議構成員からの主な意見

- 本道の広域特性を踏まえ、複数箇所にて犬猫を長期収容する機能を確保。
- 現行の保健所・支所は、迷子の犬猫を収容するためにも地域に必要。
- 各地域の動物愛護団体やボランティアに協力を得られる仕組みの検討。
- 複数の動物愛護団体から継続的に協力を得られる仕組みや各動物愛護団体の状況に応じた対応が必要。
- 各市における動物愛護管理業務の所管状況や、地域ごとにセンター業務の必要性に差があることも考慮すべき。
- 災害対応に向けたシミュレーションなどの実施。
- 対応可能な地域から検討するなど、具体的な展開方策の検討。
- 譲渡前の不妊手術やワクチン接種、日頃の治療、感染症対策が必要。

4 動物愛護管理業務のあり方

(1) 本道の広域特性を踏まえた業務のあり方

- 犬猫の引取窓口は現行 40 か所程度（保健所・支所など）を維持。
- 犬猫の収容が長期間にわたる場合、長期収容や隔離収容などといった収容機能を関係団体等との連携により確保し、動物福祉の充実に図るとともに飼養管理を集約。
※別紙「収容機能のイメージ」参照
- 収容機能については、災害や新型コロナウイルス感染症等が発生した際、被災者や感染者等のペットの緊急収容にも対応。
- 本道の広域特性を踏まえ、地域の状況等に応じた効率的な収容機能の確保。
- 収容機能の確保に関しては、地域の状況等に応じた収容能力の規模（基幹・サテライト）等を検討。

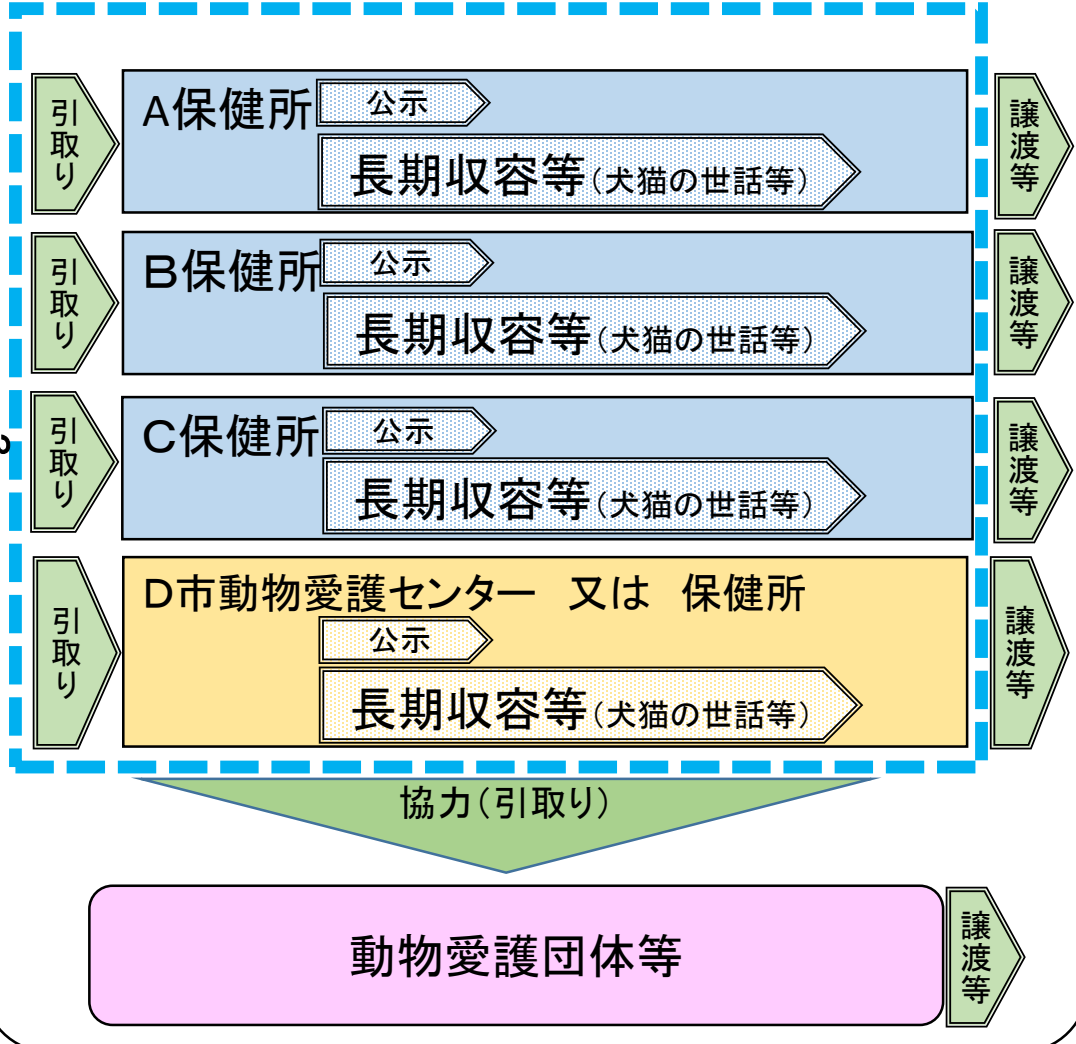
(2) 関係団体との連携等、センター機能の確保や運用

- 本道の広域特性を踏まえ、各地域の状況に応じ、道と関係市町村、北海道獣医師会、獣医系大学等の関係教育機関、動物愛護団体（個人ボランティア含む）等が連携して、動愛法で規定される動物愛護管理センター機能を確保。
- 民間活力の導入、既存施設や遊休施設の有効活用などを積極的に検討。
- 地域により関係団体の活動等に差があることから、地域の状況に応じ、収容機能の確保や運営、機能等を柔軟に検討。
- 動物愛護団体（個人ボランティア含む）等と継続的に連携する仕組みの導入。
- 道内複数箇所を同時に確保することにこだわらず、関係団体等との連携によりまずは機能確保が可能な地域から運用を開始する。
- より多くの関係団体等が連携して、本道の動物愛護管理思想の推進に取り組む機運を醸成。
- 関係団体等と連携し犬猫の譲渡を推進（譲渡会、飼い主さがしの周知、犬猫のトレーニング）。
- センター機能の確保にあたっては、動物福祉の面からも検討が必要。

収容機能のイメージ

現在

- 各保健所・関係市で、犬猫を引取り・収容、譲渡等を実施
- 状況に応じ、動物愛護団体等が協力（引取り・譲渡等）
- 告示は飼い主不明の場合に実施



あり方

- 引取窓口(保健所・支所等)関係市等で犬猫を引取り・収容等
- 犬猫の収容が長期にわたる場合、収容機能(長期収容、隔離収容機能を有する)に搬送、動物福祉の充実と飼養管理を集約。
- 状況に応じ、動物愛護団体等が協力(引取り・譲渡)

